

平成23年 7月 8日(金)
国土交通省関東地方整備局
横浜国道事務所

記者発表資料

「災害時の情報交換に関する協定」締結式について

～横須賀市と関東地方整備局で締結を行います～

国土交通省では、被災地域の地方公共団体への支援について、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の派遣、被災状況把握や危険性評価、災害応対策のための専門家・災害対策機械の派遣等の取り組みを行っています。

これらの支援を強化するためには、災害発生時の自治体との情報共有が重要です。

これまで災害発生時に適宜被災地方公共団体へ情報連絡員(リエゾン)を派遣し、的確に被災情報等を収集し地方公共団体と情報共有してきました。

災害時の情報交換に関する協定を締結することにより、災害が発生または発生する恐れがある場合において、この協定を活用して、よりの確で迅速な活動が可能となり、災害対応に大きく寄与できるものです。

つきましては、協定締結にあたり、下記のとおり締結式を行いますので、お知らせいたします。

記

(1) 日時 平成23年 7月12日(火) 16:50～17:10

(2) 場所 横須賀市役所(神奈川県横須賀市小川町11)

(3) 協定者 横須賀市長 吉田 雄人

国土交通省関東地方整備局 下保 修

(代理) 関東地方整備局 横浜国道事務所長 和泉 晶裕
敬称は省略させていただきます

なお、締結式終了後、沿岸部の国道16号の路面標高の現地確認を行います。

※取材を希望される方は、事前に問い合わせ先まで連絡をお願いいたします。

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会
神奈川県政記者クラブ

問い合わせ先

国土交通省関東地方整備局
横浜国道事務所

副 所 長 瀧浪 慎一

防災情報課長 星野 豊
電話045-311-2981(代表)

情報連絡員(通称:リエゾン※)について

大規模な災害が発生したときに支援の窓口として職員を派遣します。

※リエゾン(liaison): フランス語で「組織間の連絡、連携」

1. 情報連絡員の目的

「災害時の迅速かつ的確な実施」「市区町村への支援の適切な実施」に資することを目的として、関東地方整備局から市区町村の災害対策本部等に情報連絡員を派遣します。

2. 情報連絡員の役割

災害情報等を収集し関東地方整備局災害対策本部等への報告にあたることを役割としています。よって、市区町村に新たな資料作成を求めることは行わない事としています。

【役割】

- ①被災状況等の情報収集
 - ・災害情報、一般被害
 - ・公共土木施設被害
 - ・現地の状況（交通規制）
 - ・現地気象状況 など
- ②関東地方整備局との連絡窓口
- ③その他、特に重要と思われる情報の収集・提供等

3. 情報連絡員の派遣基準

主に災害発生※の初動時あるいは発生前に、「関東地方整備局の判断」もしくは「市区町村の要請」により、市区町村の災害対策本部等に出向きます。

なお、関東地方整備局の判断基準を以下のように定めていますが、以下の基準にかかわらず、関東地方整備局長の判断により派遣する場合があります。

対象災害	派遣基準
①震災	・震度6弱以上を観測した場合 ・東京23区で震度5強以上を観測した場合
②風水害	・大規模な浸水被害※の発生または発生する恐れのある場合。 ・広範囲にわたり道路に重大な被害が発生した場合、又は発生の恐れがある場合。
③大規模土砂災害	・その他本部長が必要と判断した場合 ・土砂災害により道路が被災し、孤立集落が発生した場合 ・河道閉塞が発生、または発生が予想される場合
④火山災害	・火山災害対策本部が設置された場合

※風水害における大規模な浸水被害とは以下をいう。

- 1) 死者、行方不明者が発生または発生する可能性が高いと思われる堤防決壊、氾濫など重大な被害が発生または発生する可能性が高い場合。
- 2) 浸水家屋200戸程度または床上浸水50戸程度以上が発生または発生する可能性が高い場合。
- 3) その他連絡が必要な場合。（ニュースになりそうな場合等）